

審査基準（公表用）

所属部（局）・課（室） 総務部・法務私学課（私立中高・専修学校支援室）

法令名	学校教育法			法令の番号	昭和22年法律第26号		
許認可等の種類	私立高等学校の学科、専攻科又は別科の設置及び廃止認可			根拠条項	第4条		
審査基準	<p>私立高等学校の学科、専攻科又は別科（以下「学科等」という。）の設置及び廃止の認可については、法令に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによる。</p> <p>第1 私立高等学校の学科等の設置 私立高等学校の学科等の設置認可に関する審査に当たっては、学校教育法施行規則第11条に基づき提出された書類について、その内容が適正なものとなっているかを十分調査するとともに、次の基準によって審査する。 ただし、当該学科等の設置が学校の教育条件の向上又は学校法人の運営の改善のために必要かつ適切と認められる特別の事情がある場合であって、学科等の設置に要する経費の支出が学校法人にとって過大な負担とならないものと認められるときは、基準の適用に当たり特別の配慮をすることができるものとする。</p> <p>1 立地条件等について 立地条件、施設及び設備等については、私立高等学校等の設置認可に係る審査基準を準用する。</p> <p>2 既設校等について (1) 既設の学校等の在籍生徒数が収容定員を著しく超過又は不足していないこと。 (2) 従来設置している学校等のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。 (3) 学校等の管理運営において、適正を期し難いと認められる事実がないこと。</p> <p>第2 私立高等学校の学科等の廃止 私立高等学校の学科等の廃止認可に関する審査に当たっては、学校教育法施行規則第15条に基づき提出された書類について、その内容が適正なものとなっているかを十分調査するとともに、学校教育への影響等の観点から総合的に判断する。</p>						
	受付機関	法務私学課	処理機関	法務私学課	交付機関	法務私学課	標準処理期間 90 日 標準経由期間 日